家屋を新築された方へ
～家屋調査のお知らせ～

家屋を新築または増築された場合、翌年度から固定資産税の課税対象となり課税されます。

固定資産税額を算出するために、家屋全体の調査をさせていただいております。

調査の際には、通知により調査日程等をお知らせします。引っ越し前に家屋調査を希望される方は、日程等を調整し調査に伺いますので、町民税務課資産税係までご連絡ください。

◇問い合わせ
町民税務課資産税係
☎46-1372

家屋を取り壊したら家屋滅失届出を

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋等の状況にもとづいて課税されます。家屋を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに「家屋滅失届出書」を提出してください。

「家屋滅失届出書」は町民税務課または歌津総合支所町民福祉課の窓口にあります。また、町のホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

◇問い合わせ
町民税務課資産税係
☎46-1372

木造住宅の耐震化事業

町では、戸建木造住宅の耐震化を進めるため次のような助成事業を行っています。

【耐震診断】
木造住宅の耐震診断を希望される方は建設課まで申し込みください。

◇対象建築物
①昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅
②在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建以下の住宅

◇自己負担額　3，300円
※200平方メートルを超える住宅については自己負担額が異なります。

◇申請の締切日
平成29年1月31日（火）まで

【耐震改修】
耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判断された建築物の所有者で、工事費用の一部の補助を希望される方は建設課まで申し込みしてください。

◇耐震改修工事の補助額
対象工事費（100万円までの2分の1（最大50万円）の2件を満たす場合には、補助金を上乗せできる場合があります。
※補助金の交付申請にあたっては、事前相談をお願いします。

◇申請の締切日
平成29年1月31日（火）まで

◇問い合わせ
建設課土木建築係
☎46-1377

南三陸消防署からのお知らせ

年末年始の火災予防について

問い合わせ　南三陸消防署　☎46-2677
南三陸消防署歌津出張所　☎36-2222

南三陸消防署では12月25日(日)から1月5日(木)まで年末年始特別警戒を実施します。この時期は寒さが増し、暖房器具を使う機会が増えてきます。また、空気が乾燥し、火災が発生しやすい気象状況も続きます。残念ながら無火災の記録は532日で途切れましたが、住宅火災の無火災は継続中です。今後も無火災を目指し、みんなで協力して安心・安全な町づくりをしていきましょう。

住宅防火　いのちを守る　7つのポイント
－3つの習慣・4つの対策－

・3つの習慣
①寝たばこは、絶対にやめる。
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

・4つの習慣
①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

平成28年の 南三陸町災害発生件数
（平成28年12月7日現在）

救急件数 368件	火災件数 2件（広域管内 15件）

無火災継続「2日」（平成28年12月7日）
住宅火災無火災記録「622日」継続中

南三陸警察署からのお知らせ

問い合わせ　南三陸警察署　☎46-3131

地域課から

犯罪被害に遭わないために

今年も残すところあと半月となりました。

年末年始は、犯罪被害が増加する時期でもありますので、被害に遭わないために、以下の点に注意してください。

・わずかな時間の外出でも必ず戸締まりをしましょう。
・年末年始を実家で過ごされ、数日間家を留守にする様な際には、隣近所の方に、留守にする旨伝えておき、何か異変があれば、警察に通報してもらうよう依頼しておきましょう。
・車を駐車する時は、車内の見える場所に貴重品等を置いたままにせず、必ず車に鍵をかけましょう。
・困った事があれば、一人で判断することなく、ご家族や友人、警察に相談しましょう。

上記の点に注意していただくだけでも、犯罪被害に遭う危険性を低くすることができます。
思わぬところで被害に遭わないために、自分だけは大丈夫と思わずに充分注意していただくとともに、緊急の場合には迷わず110番通報するようにしてください。

交通課から　**◇平成28年度　南三陸町の交通事故発生状況**（10月末日現在）

区　分	人身事故発生件数	死亡事故		負傷者数			物件事故件数
		件　数	人　数	重　傷	軽　傷	計	
本　年	11	0	0	2	10	12	196
前　年	12	0	0	0	18	18	198
増減数	-1	±0	±0	+2	-8	-6	-2

飲酒運転の根絶

悪質危険違反である飲酒運転は、事故を起こさなくても厳罰であり、車両・酒類提供者、飲酒運転車両の同乗者も運転した人と同等の罰則が科されます。

年末で飲酒機会が増えますが、飲酒運転を自ら戒めるとともに、家族の見守りによる深酒防止、飲食店等ではハンドルキーパーや運転代行利用等により、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転で失う6つの宝
①命　（死亡事故に直結）　②家族（家族離散）　③仕事（会社を解雇）
④信用（マスコミ報道）　⑤免許（運転免許の取消し）　⑥お金（罰金・遺族補償）

健康コラム　南三陸町第2期健康づくり計画⑥ ～「認知症・介護予防」～

『何歳になってもいきいきと』

「老化は仕方のないこと」と考えがちですが、毎日の生活環境を見直すことで体や頭の機能を改善することは十分に可能です。いくつになっても健康で自分らしく過ごすために、毎日の生活環境を見直してみましょう。

また、介護予防の取り組みは、一人ひとりの努力も必要ですが、家族や地域の協力も大事です。みんなで声をかけあって、できることから始めてみましょう。

例えば･･･
・少しでもいいから畑作りを続ける
・毎日新聞受けに新聞を取りに行くのはおじいさん（おばあさん）のお仕事
・毎週〇曜日はみんなで集まって体操やお茶のみ会をしよう　など

南三陸町の元気な高齢者に共通して見られること
・役割がある　・楽しみがある　・よく食べる
・よく体を動かしている　・よく話している
・予定を立てている（頭を使っている）

また、認知症は、誰にでも起こりうる身近な病気です。予防はもちろん大事ですが、もし認知症になってしまったら、周りが理解し、認知症の方本人に合わせた対応をとっていくことも必要になってきます。

何歳になっても、一人ひとりが楽しみや生きがいを感じながら生活できる地域をみんなで作りませんか？

認知症・介護予防に関する様々な取り組みを「輝き通信」で紹介しています。ぜひご覧ください。

問い合わせ　地域包括支援センター　☎46-5588